

## 【防犯灯補助金の種類及び金額について】（令和8年度版）

住民自治組織等が防犯灯を新設・移設、専用柱の工事を実施する場合、下記上限額に採択灯(本)数を乗じた額を補助金として交付します。なお、工事に要する経費によっては、実際の交付額はこの額を下回る場合がありますのでご注意ください。

※令和8年度中の工事が対象です。

補助金の種類		補助割合と上限額 (1灯につき) ※100円未満切り捨て	内容
①新設補助金	要塩害対策地区 (※1)	工事に要する経費の 2分の1以内の額 <u>上限 12,000円</u> + <u>加算(一律)</u> <u>7,700円</u> <u>(上限 19,700円)</u>	町内会・住民会等で環境配慮型防犯灯(LED防犯灯等)を新設する際にかかる経費に対して交付する補助金です。  ※新設にあたっては、以下の基準を満たす灯具を使用してください。 ア)光源の寿命が40,000時間以上であること。 イ)同等の明るさの蛍光灯又は水銀灯よりも電気料金が低額の料金区分になること。 ウ)防犯灯に関する日本工業規格(JIS規格)を満たす製品であること。 エ)防塵防水性能(IP)が43以上であること(要塩害対策地区についてはIP44以上であり、十分な密閉性が保たれること)。  ※機能低下等により、既設のLED防犯灯を新たなLED防犯灯に交換する場合は、「更新補助金」が対象になります。
	その他の地区	工事に要する経費の 2分の1以内の額 <u>上限 12,000円</u>	
②移設補助金		工事に要する経費の 2分の1以内の額 <u>上限 10,000円</u>	防犯灯を当該町内会・住民会地内の別の場所に移設する際にかかる経費に対して交付する補助金です。
③専用柱補助金		工事に要する経費の 4分の1以内の額 <u>上限 10,000円</u>	防犯灯設置に用いている木柱・鋼管柱等の新設・修繕・撤去工事を実施する際にかかる経費に対して交付する補助金です。

※1 要塩害対策地区は以下のとおりです。

小堅地区・三瀬地区・由良地区・加茂地区・湯野浜地区の全域  
西郷地区(下川字窪畑・字七窪・字東海林場及び龍花崎のうち、  
字七窪、字東海林場に接する地区)

※2 その他留意事項

工事にあたっては、電力契約手続きを適正に行ってください。